

平成28年度 第2回  
公の施設に係る指定管理者選定審査会における  
指定管理者候補者の選定手順について

## 1 選定審査会の開催日時

平成28年10月6日（木） 午後2時～

## 2 選定対象施設

指定期間満了に伴い指定管理者候補者を選定する施設

- ・越谷市男女共同参画支援センター

応募：1団体

## 3 選定方法

### (1) 審査方法

#### ①応募資格の事前審査

選定対象施設の所管各課において、応募資格の有無をチェックする。

#### ②選定審査会の審査

応募資格を有する応募者に対し、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

##### (ア) 書類審査（予備審査）

提出された書類について、あらかじめ評価項目ごとに評価を行う。

##### (イ) プrezentation・ヒアリング審査

予備審査したものを、評価項目ごとに、応募者からのプレゼンテーションとヒアリングの結果により、最終的な評価を行う。

### (2) 評価項目及び評価点

①越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の各号に規定する選定基準に対する評価項目は、別添のとおり

②評価点は、次のとおりとし、評価項目20項目で合計点100点とする。

劣る	やや劣る	普通	良い	優れている
1	2	3	4	5

### (3) 候補者の決定

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の終了後、審査に加わった委員の総評価点の平均を求め、60点以上であれば、その応募者を指定管理者候補者とする。

## **4 プレゼンテーション・ヒアリングの実施**

### **(1) プレゼンテーション（20分以内）**

応募者から、「今回応募した動機、自己PR、管理運営上で特に力を入れたいこと」等について説明を受ける。

### **(2) ヒアリング（15分以内）**

全般について、審査会委員からの質疑を行う。

### **(3) その他**

応募者の出席人数について、制限は設けない。

## **5 プレゼンテーション・ヒアリングの非公開**

プレゼンテーション又はヒアリング等において、応募者の事業に関する情報で公開することによって権利・競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため、非公開とする。